

岩手県告示337号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 基本測量を実施する地域 岩手県全域
- （2） 基本測量を実施する期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- （3） 実施する基本測量の種類 航空重力測量
- 2（1） 基本測量を実施する地域 花巻市、北上市、遠野市、釜石市及び和賀郡西和賀町
- （2） 基本測量を実施する期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- （3） 実施する基本測量の種類 ジオイド測量